

国民年金制度

⑤ 町民税務課 国保年金係
☎ 77-3912
千葉年金事務所
☎ 043-242-6320

20歳になった方には、日本年金機構から送られるお知らせや納付書などにより、国民年金に加入したことをお知らせしています。

■国民年金のポイント

国民年金は20歳以上60歳未満の方が加入し、保険料を納める制度です。

国が運営するため安定しており、年金給付は生涯にわたって保障されます。

■国民年金の種類

年を取ったときに受け取れる「老齢年金」、病気やけがで障害が残ったときに受け取れる「障害年金」、家族の働き手が亡くなったときに受け取れる「遺族年金」などがあります。

■納付の免除制度

原則として、保険料を納めなければ年金を受け取れませんが、所得が低く納付が困難な方のための保険料免除制度があります。

【学生納付特例制度】

前年の所得が基準以下の学生が対象の納付が猶予される制度です。

【免除・納付猶予制度】

収入の減少や失業により保険料を納められず、年金を受け取れないという事態を防ぐため、納付を免除または猶予する制度があります。

■免除制度の手続き方法

日本年金機構のホームページなどで添付書類を確認し、国保年金係に申請してください。

※申請書は日本年金機構のホームページまたは国保年金係の窓口にあります。

- 対象者** 下記(表)のとおり
- 手続き(申請)方法**
次の書類などを用意して、国保年金係窓口にお越しください。
- 申請に必要なもの**
- ・ 保険証
 - ・ 申請者の本人確認書類
 - ・ 入院期間の分かる領収証など
 - ※区分Ⅱ(長期該当)の該当者
 - ・ 年金証書や振込通知書
 - ※老齢福祉年金の受給者
- 認定証の有効期限**
申請した月の初日～7月末日

- ※1年ごとに更新されます。
- ※区分Ⅱ(長期該当)の該当者は、申請した月の翌月から有効となります。
- その他**
認定証の交付を受けていない場合でも、後日申請することで高額医療費として支給を受けられます。



高額な医療を受ける後期高齢者医療制度加入者 限度額適用認定証等のお知らせ

⑤ 町民税務課 国保年金係 ☎ 77-3912

医療機関を受診する際、保険証と一緒に認定証を提示することで、窓口での負担を押しさえることができたり、入院時の食事も生活費用を減らすことができます。

自己負担割合	(所得区分) 該当条件	認定証の交付
3割	1 (現役並み所得者Ⅲ) ・市町村民税課税所得が690万円以上の被保険者 ・上記の方と同じ世帯にいる被保険者	×
	2 (現役並み所得者Ⅱ) ・市町村民税課税所得が380万円以上690万円未満の被保険者 ・上記の方と同じ世帯にいる被保険者	○
	3 (現役並み所得者Ⅰ) ・市町村民税課税所得が145万円以上380万円未満の被保険者 ・上記の方と同じ世帯にいる被保険者	○
2割	4 (一般Ⅱ) 1～3と5～7の条件に該当しない被保険者	×
1割	5 (一般Ⅰ) 1～4と6～8の条件に該当しない被保険者	×
	6 (区分Ⅱ) 世帯全員が市町村民税非課税の被保険者(7以外)	○
	7 (区分Ⅰ) ・世帯全員が市町村民税非課税で、その世帯全員の個々の所得が0円となる被保険者 ・世帯全員が市町村民税非課税で、自身が老齢福祉年金を受給している被保険者	○

※6.7の該当者には「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付します。

※2.3の該当者には「限度額適用認定証」を交付します。

※6の該当者で減額認定証の交付を受けた方は、過去12カ月で入院日数が計91日以上になった場合「区分Ⅱ(長期該当)」の申請ができます。



TOWN INFORMATION



協定を締結し記念撮影をする4者



給電デモンストレーションの様子

問 総務課

自治振興係

77 3903



株式会社エージーピーの皆さん



沿道の隅々まできれいにする皆さん